

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2712号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

春のさえずり



もくじ

随 情 フォーラム 政
想 報 話 策

- 地方交付税を1・1兆円増額―2010年度の地方財政計画を決定……………(2)
- 未来の「旬」を感じる観光……………
- ～先人達が教えてくれた、滝上観光の未来へのヒント～北海道滝上町……………(5)
- 新任都道府県町村会長の略歴……………
- 環境とアートのまち・直島……………
- 香川県直島町長 濱田 孝夫……………(11)

閑話 休題

過疎自治体の正念場

明治大学教授 小田切 徳美

過疎法の延長が現実となった。過疎地域自立促進特別措置法の一部改正案が、3月2日に衆議院で可決され、審議の場は参議院に移されている。

改正案で過疎法は6年間延長される。過疎法の歴史を見ると、法律の一部改正は初めてのことである。今までの3回の延長は、いずれも新法によって行われていた。しかし、今回は形式こそ「改正」であるが、内容は新法以上に革新的な内容を含んでいる。いつまでもなくソフト事業の過疎債の対象化である。

過疎債は、道路建設や施設整備の資金を対象としていた。そのため、過疎対策がハード整備に偏重したという批判は従来からあった。だが、将来世代に負担を求める公債に関しては、彼らになんらかの便益がおよぶハード事業に限定することはひとつの筋の通った原則である。今回の改正は、その原則を突き破った。それほど、過疎地域では、地域医療や生活交通の確保、集落維持のための非ハード的な対策が喫緊の課題であったのである。まさに「コンクリートから人へ」への転換が要請されており、その条件を整備した点で革新的である。

しかし、そうであるが故に、対象となる事業の原則の確立が必要となる。住民の命

と暮らしを守る最低限の医療、生活交通の整備は、ハード、ソフトを問わず、必要な事業であろう。それ以外の取り組みについては、毎年流れ出てしまう「フロー的ソフト事業」となんらかの形で地域の仕組みを革新する「ストック的ソフト事業」(仕組み革新ソフト)に分け、後者に重点をおいた対応が求められよう。例えば、集落支援員のための経費がその代表例である。

分権改革下では、このような原則の多くの部分は、自治体の判断に委ねられることが予想される。そして、それを具体化するのが市町村過疎計画である。改正法ではソフト事業の対象化にあたっては、市町村計画で定めることを求めている。

したがって、新しい市町村計画の策定にあたっては、10年前の延長時よりはるかに周到な議論が欠かせない。どのような事業を過疎債の対象とするのかは、住民だけではなく、国民全体が注目していると思うべきであろう。そうした強い緊張感と創意工夫がなければ、6年後の改正過疎法失効時に、さらなる延長の国民的合意が困難となる可能性もある。

過疎自治体の真の正念場は、過疎法の延長ではない。これから始まるこの過程にある。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

政策解説

地方交付税を1.1兆円増額 —財政力の弱い市町村に配慮も—

2010年度の地方財政計画を決定

政府は2月9日の閣議で2010年度の地方財政計画（2010年度の歳入歳出総額の見込み）を決定した。地方が自由に使える財源を増やすため地方交付税総額を出口ベースで1.1兆円増額、当面の地方単独事業等のため「地域活性化・雇用等臨時特別費」を創設したのが特徴。一方、国・地方の税收大幅減などにより財源不足が過去最大の18・2兆円にのぼり、臨時財政対策債を前年度比5割増の7・7兆円発行などで補てんした。この結果、地方財政規模は82・1兆円となり、うち地方一般歳出は同0・2%増の66・3兆円を確保した。また、高金利地方債の補償金免除繰上償還を3年間延長する。「地域主権」を「一丁目一番地」に掲げる新政権初の予算編成とあつてか、地方交付税1・1兆円増額は11年ぶり。さらに、交付税配分では段階補正の削減部分を還元・修復する方針を打ち出すなど財政力の弱い市町村への配慮が目立つ。

過去最大18・2兆円の
財源不足に

10年度の地方財政計画は、「地域主権確立に向け、地域に必要なサービスを提供できるよう地方財政の所要財源を確保することで、住民生活の安心・安全を守るとともに地方経済を支え地域の活力を回復することを基本理念に策定した。

うち歳出面では、経費全般の徹底した節減合理化に務める一方、当面の地方単独事業等に必要な歳出、地

域ニーズに応えるための必要経費を計上。歳入面では、一般財源総額の確保を基本に過去最大規模の財源不足について地方財政の運営上支障が生じないよう補てん措置を講じることにした。具体的には、「地域主権確立に向け、①当面の地方単独事業等に必要の歳出として特別枠「地域活性化・雇用等臨時特別費」9、

850億円を創設②投資的経費の地方単独事業費は「コンクリートから人へ」の理念を踏まえ前年度に比べ15・0%減額③過疎地域の自律促進施策に同0・5%増の7、660億

円計上—などの重点配分をした。その結果、10年度の地方財政計画の規模は、前年度比4、289億円（0・5%）減の82兆1、268億円となった。なお、水準超経費を除くと同2、011億円（0・2%）増の81兆4、768億円となる。また、地方一般歳出は同1、103億円（0・2%）増の66兆3、289億円とした。給与関係経費を除いた地方一般歳出は44兆6、425億円、同5、510億円（1・2%）の増となる。地方交付税の総額は、同1兆733億円（6・8%）増の16兆8、935億円を確保。これに臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税総額は24兆6、004億円となる。前年度に比べ3兆6、316億円、17・3%の大幅増で、過去最大となった。

なお、財源不足額は前年度に比べ74・1%、7兆7、504億円増の18兆2、168億円にのぼる。これまでの最高額だった03年度（17兆3、767億円）を超えて過去最高を更新した。国税・地方税が大幅減となる一方、社会保障関係経費などの増加によるもの。国と地方の折半ルール（10年度限りの措置）により、5兆3、880億円を国（交付税加算）と地方（臨財債）でそれぞれ補

政 策

平成22年度地方財政計画のポイント

地方交付税の1.1兆円増額

○地方が自由に使える財源を増やすため、地方交付税総額を配分される出口ベースで1.1兆円増額
※地方交付税の1兆円以上の増額は平成11年度以来11年ぶり

公債費負担の軽減

○平成22年度から3年間で、1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還を実施することにより、地方公共団体の公債費負担を2,400億円程度軽減(推計値)

地方交付税及び一般財源総額を増額確保

○地方交付税 16.9兆円(前年度比+1.1兆円)

- ・法定率分等 7.5兆円
・国の一般会計加算等(既定ルールによる補てん) 8.4兆円
・別枠加算 1.0兆円

※地方交付税の1兆円以上の増額は平成11年度以来11年ぶり

○実質的な地方交付税 24.6兆円(前年度比+3.6兆円)

- ・臨時財政対策債 7.7兆円(◇+2.6兆円)

※実質的な地方交付税24.6兆円は過去最高(今までは⑬23.9兆円が最高)

○一般財源 59.4兆円(前年度比+0.3兆円)

※一般財源(水準超経費除き)の総額は対前年度比+1.0兆円

- ・地方税 32.5兆円(◇△3.7兆円)
・実質的な地方交付税 24.6兆円(◇+3.6兆円)
・その他 2.3兆円(◇+0.4兆円)

○地方一般歳出 66.3兆円(前年度比+0.1兆円)

※地方一般歳出の増は3年連続

※地域活性化・雇用等臨時特例費の創設(1.0兆円)

※人事院勧告に伴う給与関係経費の減(対前年度△0.4兆円)等の歳出の見直しを行った上で、対前年度増額を実現

段階補正の削減分を復元へ

「歳入」面をみると、地方税は32兆5、096億円、前年度比10・7%増、0・9%増と、市町村たばこ税7、454億

2%減の大幅減収を見込んだ。内訳は、道府県税12兆9、226億円(前年度比16・2%減)、市町村税19兆5、870億円(同5、7%減)となる。市町村税の主な税目をみると、市町村民税8兆1、713億円(同12・2%減)、固定資産税8兆9、033億円(同0・1%減)、軽自動車税1、792億円(同2・8%増)、市町村たばこ税7、454億

円(同5・2%減)、入湯税225億円(同5・9%減)などとなっている。また、地方譲与税は1兆9、171億円(同31・1%増)を計上。地方特例交付金は3、832億円(同17・1%減)とした。うち、児童手当・子ども手当特例交付金は06年・07年の制度拡充や10年度の子ども手当創設に伴う地方負担増への対応額として2、337億円を計上した。

地方交付税は、16兆8、935億円、前年度比1兆733億円、6・8%増とした。これに臨時債7兆7、069億円(同49・7%増)を加えた実質的な地方交付税総額は前年度比3兆6、316億円、17・3%増となる。なお、地方交付税の法定率分は7兆4、536億円にとどまり、一般会計の加算措置等8兆4、549億円、「地域活性化・雇用等臨時特例費」創設による別枠加算9、850億円で地方交付税の

6・8%増を確保した。しかし、交付税の実力といわれる法定率分が赤字地方債である臨時債を下回るなど深刻な状況ともいえる。
なお、総務省は1月25日の全国都道府県財政課長等会議で、「財政力の弱い団体に配慮する観点」から、「臨時債急増に対し各団体の財源不足額と財政力を考慮する新しい方式も加味するとともに、一般市町村には全額公的資金を確保」(久保信保自治財政局長)、「条件不利地域や小規模市町村で必要な行政サービスが維持できるよう段階補正等を見直す。詳細は今後詰めるが、過度な段階補正の削減部分を復元・修復する姿になる」(林崎理交付税課長)などの方針を明らかにした。

公共投資は軒並み削減

このほか、地方債(普通会計)総額は13兆4、939億円(同14・0%増)とした。なお、辺地対策は415億円(同9・2%減)、過疎対策は2、397億円(同2・7%増)を計上した。

「歳出」面をみると、給与関係経費は総額21兆6、864億円(前年度比2・0%減)とした。地財計画上の職員数を2万666人純減する

政 策

地方財政計画歳入歳出一覧

(単位：億円、%)

区 分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
(歳入)				
地方譲与税	325,096	361,860	△36,764	△10.2
地方特例交付金	19,171	14,618	4,553	31.1
地方交付税金	3,832	4,620	△788	△17.1
国庫支出金	168,935	158,202	10,733	6.8
地方債	115,663	103,016	12,647	12.3
材料及び手数料	134,939	118,329	16,610	14.0
雑収入	13,126	15,859	△2,733	△17.2
計	40,506	49,053	△8,547	△17.4
一般財源	821,268	825,557	△4,289	△0.5
実質的な地方交付税	594,103	590,786	3,317	0.6
	246,004	209,688	36,316	17.3
(歳出)				
給与関係経費	216,864	221,271	△4,407	△2.0
退職手当以外	194,064	197,652	△3,588	△1.8
退職手当	22,800	23,619	△819	△3.5
一般行政経費	294,331	272,608	21,723	8.0
単独補助費	144,313	122,887	21,426	17.4
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	138,285	138,285	0	0.0
地方再生対策費	11,733	11,436	297	2.6
地域雇用創出推進費	4,000	4,000	0	0.0
地域活性化・雇用等臨時特例費	-	5,000	△5,000	皆減
公債償還費	9,850	-	9,850	皆増
維持補修費	134,025	132,955	1,070	0.8
投資的経費	9,663	9,678	△15	△0.2
直轄・補助	119,074	140,617	△21,543	△15.3
単独	50,391	59,809	△9,418	△15.7
公営企業繰出金	68,683	80,808	△12,125	△15.0
企業債償還費普通会計負担分	26,961	26,628	333	1.3
その他	17,454	17,616	△162	△0.9
不交付団体水準超経費	9,507	9,012	495	5.5
計	6,500	12,800	△6,300	△49.2
地方一般歳出	821,268	825,557	△4,289	△0.5
	663,289	662,186	1,103	0.2

ほか、給料単価等では地域民間給与の更なる反映等を見込んだ。なお、退職手当の総額は2兆2、800億円(同3.5%減)を計上した。

一般行政経費は29兆4、331億円(同8.0%)増とした。うち、国庫補助負担金等を伴う経費は14兆4、313億円(同17.4%増)、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は前年度同額の13兆8、285億円を計上した。このほか、地域活

性化・雇用等臨時特例費として新たに9、850億円を計上。また、地方再生対策費は前年度同額の4、000億円、維持補修費は9、663億円(同0.2%減)をそれぞれ計上、地方債の元利償還金は13兆4、025億円とした。

一方、投資的経費は総額11兆9、074億円、前年度比15.3%の大幅減とした。うち国庫補助金を伴わないものは6兆8、683億円(同

15.0%減)。投資的経費の内訳は、国の直轄事業の地方負担額は7、072億円で前年度比31.5%の大幅減となった。直轄事業負担金の維持管理費廃止(10年度に限り特定事業に579億円計上)によるもの。国予算に計上された国庫補助負担金を基礎に算定した公共事業費は4兆3、319億円(同12.5%減)となつている。

また、国庫負担金を伴わない投資的経費のうち一般事業費は総額4兆9、405億円(16.9%減)、特別の地方債を財源に公共施設を整備する特別事業費は総額1兆9、278億円(同9.8%減)となつている。うち、過疎対策事業費に7、660億円、「緑の分権改革」など地域活性化事業費に711億円、旧合併特例事業費に8、740億円などをそれぞれ計上した。

なお、歳出の主な増減額(地方費)をみると、給与関係経

費のうち給与費(追加費用・退職手当を除く)は4、642億円減となつたほか、公共事業費も合計1、646億円の減となった。うち、社会資本総合整備(補助金を廃止し総合交付金創設)が1兆3、000億円増えたが、その他は治山治水2、686億円減、道路整備720億円減、生活環境施設整備1、244億円減、農林水産基盤整備838億円減などと軒並み減少。一般事業費も、うち普通建設事業費が9、914億円減、災害復旧事業費も121億円減となつている。また、特別事業費も、うち地域活性化事業費374億円減、旧合併特例事業費1、385億円減、防災対策事業費199億円減、施設整備事業費173億円減と減額が続く中、過疎対策事業費だけ41億円増えた。一般行政経費も4、468億円増えた。うち児童保護費は214億円増、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は297億円増となった。このほか、地域雇用創出推進費(廃止)が5、000億円減となり、地域活性化・雇用等臨時特例費が9、850億円増となった。公債費も1、070億円増となつている。

(自治日報記者 井田正夫)

フォーラム



未来の“旬”を感じる観光

「先人達が教えてくれた、
滝上観光の未来へのヒント」



北海道の自然と 開拓の歴史を刻む

芝罘(しよぼう)の面積日本一、渚滑川(しよづわがわ)のキャッチアンドリリースで知られる滝上町(たきのうえ)は、北海道の北東、網走管内の西部、渚滑川の上流部に位置する。1897年(明治30年)北海道の上渚滑原野が殖民区画として設定され、その3年後に北海道留萌出身といわれるアイヌ人柳田初太郎が季節的に漁獵のため来往した場所が、現在の滝上町である。町の面積は北東から南西まで44・4km、南東から北西まで27・8kmの76

6・89km²で、全国の市町村で第77位、北海道の市町村では第19位の広さである。(平成22年2月1日時点)このうち山林が全体の90%を占め、その85%が国有林である。

滝上(たきのうえ)という地名が公式に使われるようになったのは明治40年で、渚滑川流域の区画測定が行なわれた結果、北見国紋別郡滝上地区として「殖民公報」に掲載されたからである。渚滑川には多くの滝があり、その上流部に位置していたため「滝上」地区と呼ばれたといわれている。大正7年に滝上村が、その前身である紋別郡渚滑村から分村し、昭和22年滝上町に昇格して現在に至る。

「滝上公園」昔の“旬”は桜

滝上公園は滝上町市街地の北方にあり、山頂が広く、遠くに天塩連山、北見連山を望むことができる景勝地。眼下には渚滑川、サクル川(さくらがわ)の清流と市



たきの うえ ちょう

北海道 滝上町

△未来の“旬”を感じた人材が、これからの滝上観光を担う

フォーラム

◁芝さくらが咲き誇る滝上公園は、かつて桜の名所として知られていた



街地が広がっている。
滝上町の景観を広く町外に紹介すべく、大正8年から同9年にかけて、滝上市街青年団を中心に山頂を開き、桜の移植をしたのが滝上公園造りの始まりで、かつては1千本の桜の木に覆われ、北海道の網走支庁管内一の桜の名所として知られた。
昭和25年5月、滝上観光産業振興協会が中心になって第1回桜まつりが開

催されると、その見事さからたちまち全道に広まり、回数を重ねるとともに近隣市町村は言うに及ばず、名寄、旭川、札幌方面からも観光客が来町する賑わいを見せたものの、その後の台風、積雪、病害虫などの影響により徐々に桜の木々はいたみはじめた。
当時の「旬」の桜は危機的状況になっていた。

先人の目が芝さくらを「旬」にした

「千本桜」と称された公園は、大正11年一人の町民から寄付された千本の桜の苗木がその原点となり、以来北海道内でも屈指の桜の名所となった。戦後の混乱からも立ち直り始め、住民

の憩いの場となった滝上公園。悲劇が起きたのは昭和29年、台風15号「洞爺丸台風」により、滝上公園の桜もそれまで想像もつかなかった大打撃を受けたが、この悲劇こそが「日本一の芝さくら」の起源となった。

昭和33年、開基50年開町40年の祝典を契機に滝上開拓に尽くした先人の偉業を称え、5年計画で公園を整備することになった。桜の補植とともにエゾ

ムラサキツツジ、紅ツツジなど数千本の移植を行い、駐車場も設定した。翌34年、町長に就任した朝倉義衛は、香りがあり地を這うように広がり、しかも病害虫に強い芝さくらの植栽に着目、本格的な公園整備に着手した。芝さくらそのものは当時公園を管理していた片岡兵治という蹄鉄職人が最初に試験的に植えたとされ、その後、友人でもあった朝倉町長に芝さくらの植栽を積極的に奨めたといわれる。

最初に植えられた芝さくらの出所は近所の庭、寺の境内など諸説あるが、スタートはわずかみかん箱1つ分だったといわれる。この二人を中心に町民達が協力して年々株分けを繰り返した結果、現在では10ヘクタール（甲子園球場の7個分）の大群落にまでなった。恒例の「桜まつり」は芝さくらの広がりとともに「桜草まつり」と名称を変えて行なわれていたが、途中で桜草と芝さくらは全く別の植物であることが判明したことから、再度名称を変更して現在の「芝さくらまつり」となったいきさつがある。

先人の先見の目は、芝さくらという北海道観光の「旬」を手に入れた。

渚滑川の「旬」は体験型観光

渚滑川は北見山脈の主峰天塩岳を源流とし、多くの支流を集め、やがて本町の中央を流れ、紋別市を経てオホー

◁10haに及ぶ芝さくらの大群落は、町民たちの手で株分けが繰り返された結果だ



ツク海に注いでおり、その流域は農耕適地となっている。この渚滑川は、滝上町市街地の中央付近で支流のサクルー川と合流し、にわかには川幅が狭まり急流となる。その両岸は岩石の断崖となり、いたるところで奇岩をかきわけるながら大小いくつもの滝をつくっている。

白馬の滝、蚊竜の滝、白亜の滝、夫婦の滝、洛陽の滝など、そのいずれもが滝上町を代表する滝であり、その豪華華麗な眺めは訪れる観光客を魅了してやまない。これらの景観は、昭和47〜48年に整備された遊歩道により、観光資源としての付加価値を高め、滝上

フォーラム

◁町民有志が務める錦仙峡の自然ガイドは、今や観光の人気メニューに成長



渓谷「錦仙峡（きんせんきょう）」として観光客に親しまれている。

錦仙峡遊歩道には、貴重な種類の山野草が数多く生息しており、また春から秋には数十種類の野鳥が観察でき森林浴も楽しめる。これらの自然環境に着目し、平成15年ころから町民の有志が錦仙峡を訪れる観光客に対して自然ガイドを行ない、体験観光の人気メニューのひとつとなっている。

自然の中で「旬」を感じる体験型観光が確立されつつある。

釣り人の「旬」は キャッチアンドリリース

渚滑川のもう一つの目玉が渚滑川で

の渓流釣りである。平成7年から渚滑川中流域8キロメートルを国内初のキャッチアンドリリース区間に設定し、スポーツとしての釣りのメッカに育てようとするものである。滝上町と地元の釣り団体「NPO法人渚滑川とトラウトを守る会」が協力し、訪れる人にキャッチアンドリリースへの協力を呼びかけた。その後もキャッチアンドリリース区間は延長が進み、平成9年に総延長16km、平成21年には総延長30kmを超えることになった。

リリースについては、当初も今も罰則規定のない「お願い」という形。それだけに、一部の心ない釣り人が大量の魚を持ち帰るなど、多くの釣り人の協力を無にするような行為が散見されていた。このため町は、漁業権の取得も視野に入

れ、規則化の方策を探り続けてきたが、漁業法の壁は高く画期的な方法は見つからなかった。漁業権の取得を断念してたどり着いたのがキャッチアンドリリースの条例化だった。条例化にしても、やはりその上には漁業法の網が掛かり、罰則のある規則化はできなかったが、議会の議決を経た条例という形により、キャッチアンドリリースは「お願い」でありながらも、その存在は絶大なものとなった。

最近のアウトドアブームで

様々なスポーツやレジャーが人気を呼んでいる。滝上町では釣りを全国に先駆け、渚滑川を日本スポーツフィッシングのメッカにすることで滞在型観光の目玉にしようと取組んできた。そうした試みはインターネット、専門誌、テレビなどで紹介され、全国のファンに広まった。ゲーム感覚で釣りを楽しむ客が多く訪れるようになり、北海道内各地はもとより本州ナンバーの車も多く見られるようになった。

現在、キャッチアンドリリースは全国的に注目されている。滝上の「旬」は全国に波及している。



▷渚滑川のキャッチアンドリリース区間は昨年30キロを超えた

未来の「旬」を感じる人材育成

芝さくら、滝上渓谷「錦仙峡（きんせんきょう）」、キャッチアンドリリースなどのほかに、滝上町の観光資源は尽きるころがないが、観光を産業として発展させていくためには通年型の観光が必要である。通年型の観光の核として、体験観光が注目を浴びて久しいが、滝上町にもようやく体験観光の入口が見え始めてきた。

体験観光の発展には、必ず人材育成の壁が存在する。滝上町もその例外でなく、いざ始めるにも、体験観光のフィールドはあってもそれを活用できる人材、表現できる人材、観光資源として商品化できる人材を発掘できずに不足していた。

転機は平成16年に、近隣市町村が広域で企画した「オホーツクDOいなか博」。博覧会のイメージとはかけ離れ、地域資源を見直し観光資源を再発見することで、市町村間の意識を高め体験観光発展に繋げる目的で実施された。体験観光振興という誘惑のもと「オホーツクDOいなか博」は開幕したが、それまで滝上町が属する遠紋地域では、これといった体験観光メニューもないため、当初はほとんどの市町村が戸惑いを隠せなかった。しかし、アドバイザーなどの指導のもと、徐々に体験資源の発掘が進行。この発掘により、

フォーラム

▷体験観光資源を活用する人づくりが今後の課題



それらの課題を克服するために、滝上町では現在「体験観光基盤整備事業」を実施している。その名の通り、体験観光の基盤を整備するもので、資源を活用して商品化するための体制づく

滝上の「匂」を感じる「匂」体験プログラム『のつつき』

錦仙峡遊歩道の自然、浮島湿原の自然、護岸工事のされていない川、木工文化、ハッカ文化などが発見・発掘された。しかし、滝上町の体験観光資源は数多くあるが、それらを活用できる人材が少ないことが浮き彫りになった。「匂」を感じて次代につなげる人づくりが必要である。

▷「匂」体験プログラム」は内容が充実



(林政商工観光課 清原 尚弘)

現在の「匂」をしっかりと感じ、次代への壁を乗り越えられる人が育てば、壁の向こうの未来の「匂」は必ずみえてくる。「匂」を感じることが、滝上観光の未来を左右するヒントにつながるであろう。

滝上町の観光は、芝せくら、錦仙峡、キヤッチアンドリリースなど、時代・自然・人間の「匂」を感じた町民が築き上げてきた財産である。現在の「匂」は何なのか、未来の「匂」は何なのかを感じる人がいれば、観光の基盤は確固たるものになる。半世紀前に芝せくらを植栽した先人の目は、現在では先見の目として称されている。

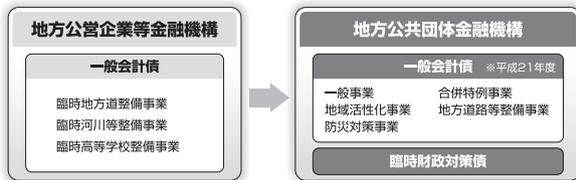
里を滝上町観光協会が担っている。錦仙峡ウォーキング、錦仙峡雪原スノーシュー体験、陽殖園のこだわりガイド、渚滑川フライフィッシング、林業の町の歴史散策、木工体験など、徐々にではあるが商品化に向けて動き始めている。それらは、「匂」体験プログラム」と名づけられ、四季を通じて観光客が滝上町の「匂」を感じることを目的としている。

支えます、豊かな暮らし
お手伝いします、魅力ある地域づくり

当機構は、平成21年6月1日の改組を契機に貸付対象の拡大、貸付対象事業の貸付条件の見直しを行いました。

貸付対象の拡大

これまで、主として公営企業債を対象に貸付を行っていましたが、一般会計債も貸付対象となります。



新規貸付対象事業の貸付条件の紹介

(1) 一般単独事業

	償還年限	適用利率	金利方式
都道府県・政令市分、市町村分とも	30年以内	臨時特利	固定・利率見直しの選択制

(2) 臨時財政対策債

	償還年限	適用利率	金利方式
都道府県・政令市分	30年以内	臨時特利	利率見直し方式のみ
市町村分	20年以内	臨時特利	固定・利率見直しの選択制

※既存貸付対象事業についても、償還期限を延長(上限28年→30年)するとともに、一般会計債について、地方債計画の事業区分の再編に合わせ適用利率の見直し(特別利率→臨時特別利率)を行いました。



当機構の詳細についてはホームページをご覧ください。 <http://www.jfm.go.jp>

姉妹・友好提携を希望している海外の地方団体の紹介

中国編

(財)自治体国際化協会提供

▶姉妹交流提携の御案内

日本の自治体との姉妹・友好提携を希望している世界各地の地方団体を、3か月に1回ぐらいの割合で御紹介したいと思います。今回は中国の地方団体を御紹介します。

一口に姉妹・友好提携といいますが、中国では、序列を重んじることから、後先がはっきりする「姉妹提携」という言葉避け、「友好提携」ということが一般的です。日本と中国との友好提携数は、神戸市と天津市が1973年に締結以来、増加の一途をたどり、2010年2月末で333の友好提携が結ばれています。

その中国から、人口規模では27万人程度のところから数百万人のところまで、地図にある27の地方団体から友好提携の希望が出されています。これらの地方団体の人口、地勢等の詳細は、当協会HP：http://www.clair.or.jp/j/simai/kibou/kibou_k.html をご覧ください。

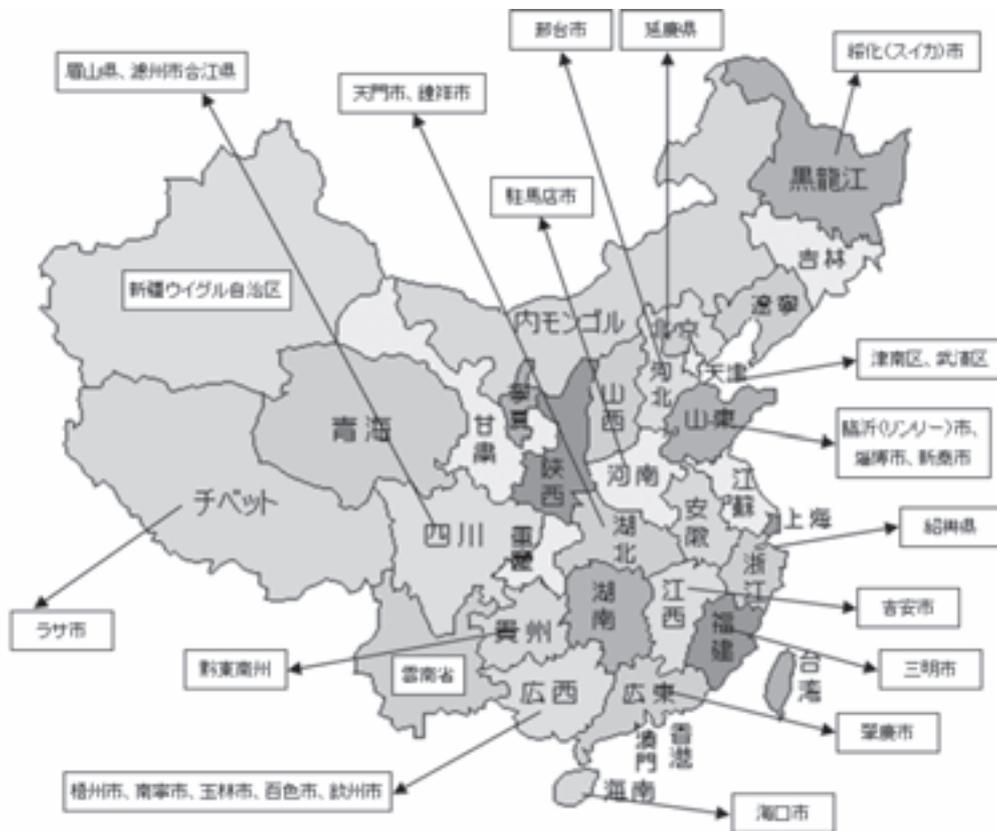
▶友好提携の意義

中国の経済的な発展を考えると、益々日本と中国との交流は盛んになってくると考えられます。

その中国との交流は、地方団体においても相互理解を深めるための青少年交流や文化交流はもちろんのこと、経済面での交流も大いに期待できます。

中国へは距離も近く、地方空港にもアクセスがあり、活発な交流を行うことができます。

下の地図以外の団体であっても、条件を御提案いただければ仲介をいたします。友好提携の希望をお持ちの団体はぜひ一度御相談ください。



随 想

随 想

環境とアートの

まち・直島

香川県直島町長 濱田 孝夫



今年、香川県の直島を含む周辺の七島と高松港周辺で、瀬戸内国際芸術祭二〇一〇という現代アートの祭典が開催されます。

私自身は、芸術とは無縁の生活をしてきましたので、芸術特に現代アートのことはほとんど分かりません。

以前、ベネッセコーポレーション（現在はベネッセホールディングス）の代表者として、先頭に立って直島での芸術活動を進めている福武会長に「現代アートは難しい。見ても何のことか全然分からない。」とお聞きしたことがあります。その時のお返事は「分からなくていいのです。見る人がそれぞれ、何かを感じたらそれでいいのです。」というものでした。

見る人ごとに違った感じ方や意見があってもいいということらしいので、これを聞いて私も気が楽になった記憶があります。

直島町は、ほんの二〇年ほど前ま

では、現代アートとはまったく縁がなく、観光客といえば、夏の海水浴客と釣り客程度でした。それが今では年間に人口の百倍に当たる三五万人以上の観光客が来られるようになり、特にアートに関心を持っている若い人たちが多いのに驚かされます。

古い町並みの残る本村地区には、直島・家プロジェクトとして、古民家を活用した現代アートの常設展示場が七カ所も作られており、また、島の南部には安藤忠雄先生の設計によるモネの作品等を展示している地中美術館もあり、休日になるとそれらの観賞に来られた若いカップルなどが溢れています。

昔の直島をご存じの人だと、その変貌に驚かれることと思いますが、確かに若い人たちを中心に来島者が増えると、町に活気が出てきてとても賑やかになりました。

以前は、町役場の周辺には食事ができるお店が一軒ありませんでした

たが、今では一〇軒以上になっていきますし、民宿も古い民家を改築するなどして次々とできています。

ただ、これだけ多くの人々が来られていると、この地域に住んでいる人たちから、道路一杯に歩行者がいて危なくて車が走れない、細い路地にまで見知らぬ人が入ってきて物騒だというような声が出始めています。

直島に来られる人が急に増えたという事で、その受入体制がまだ十分でないという面が大きいです。これからは来られる人にも地元住民にも満足してもらえるように、いろいろ対策を考えて行く必要があると思っています。

一方、直島町のもう一つのまちづくりの看板が「環境」であり、これからの時代は資源の無い日本にとつて、廃棄物も資源であるという認識に立ち、循環型社会構築の先進地として社会に貢献しながら町の活性化を図ろうと、豊島廃棄物等の処理受入に伴うエコタウン事業の展開と、いろいろなソフト事業への取り組みを進めているところです。

しかし、アートに較べると地味なことであっても、豊島廃棄物等を処理している直島環境センターの見学者は減少傾向です。三菱マテリアルの廃棄物処理施設や銅や金などの製

錬工場の見学者も多くはありません。何か環境面で目玉になる事業をやりたいと考えているところですが、残念ながらまたその答えは見つかりません。

また、アートと環境の他にも、以前からの幼保一元化や外国人による英語教育、安藤忠雄先生などの建築群、金・銀・銅を生産する先進企業、そして瀬戸内海国立公園の自然美にあふれる小さいながら見所いっぱい元気のある町です。

とりあえず今年、目の前に迫っている瀬戸内国際芸術祭を成功させることが、これからの直島町の発展にとっても大きな影響を及ぼすと考えていますので、町独自の実行委員会を設立して、町民総ぐるみでの取り組みを進めているところです。

この瀬戸内国際芸術祭は、今年の七月一九日・海の日から一〇月末日までの一〇五日間で、直島だけでなく周辺の島々にもすばらしいアート作品が多く展示されることから、とてもたくさんの皆様が来島されると思っており、いかに満足して喜んで帰っていただくかが大きな課題だと考えています。

今年の夏から秋にかけては瀬戸内海が熱いので、ぜひ皆さんも一度お越しください。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払 (12回) も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名 型式 初度登録 年齢条件 運転手限定 共済(保険)金額 払込方法	スズキ ワゴンR MH22S 平成21年1月(新車割引あり) 30歳以上担保 家族限定 150万円 集団扱一括払	加入タイプ		
		加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
→		一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
		(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
→		車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
		(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
→		限定A(割引適用済)	—	3,960円
		(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327